独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部公告第９号

東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る都市再開発法（昭和44年法律第38号）第２条第６号に定める施設建築物について、建築工事が完了したので、同法第100条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成30年２月21日

独立行政法人都市再生機構
東日本都市再生本部
本部長　田中　伸和

記

1　第一種市街地再開発事業の名称
　東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業
2　施行者の名称
　独立行政法人都市再生機構
3　事務所の所在地
　東京都中央区晴海一丁目８番12号
4　施行地区に含まれる地域の名称
　東京都中央区晴海三丁目の一部
5　建築工事が完了した施設建築物
　Ｃ２棟
6　施設建築物の建築工事が完了した日
　平成30年２月５日

以　上

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　愛知県弁護士会
2　処分を受けた弁護士
　氏　　名　丹羽　　靖
　登録番号　32101
　事 務 所　愛知県名古屋市東区橦木町１―21
　　バンベール橦木町1502
　　橦木町法律事務所
3　処分の内容　戒告
4　処分が効力を生じた年月日
　平成29年12月27日

平成30年２月５日　　日本弁護士連合会

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年１月29日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第47条第２項に基づき公告します。

平成30年２月21日

愛知県名古屋市瑞穂区新開町12番６号愛知県トラック会館２階
愛知県トラック事業厚生年金基金
代表清算人　吉野　雅山

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年１月29日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）第43条に基づき、次のとおり公告します。

１．代表清算人氏名　吉野　雅山
２．住所　愛知県名古屋市瑞穂区新開町12番６号愛知県トラック会館２階

平成30年２月21日

愛知県トラック事業厚生年金基金

特定計量器型式承認

日本電気計器検定所公告第29―12号

電気計器の型式について、平成30年２月５日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。

平成30年２月５日

日本電気計器検定所
理事長　大谷　　進

型式承認番号	計器の種類	型の記号	製造事業者名	使用回路の相及び線式	定格値			
					電圧（V）	電流（A）	周波数（Hz）	需要時限（分）
第4346号	普通電力量計	Ｍ５ＲＭ―ＴＣ	三菱電機株式会社	交流単相２線式	100	30	50、60	―
第4347号	普通電力量計	Ｍ５ＲＷＭ―ＴＣ						
第4348号	普通電力量計	Ｍ５ＲＭ―ＴＣ			200			
第4349号	普通電力量計	Ｍ５ＲＷＭ―ＴＣ						
第2909―１号	特別精密電力量計	ＡＨ３Ｅ７―Ｒ	大崎電気工業株式会社	交流三相３線式	110	5	50、60	―
第2910―１号	普通電力量計							
第2911―１号	無効電力量計							
第2912―１号	最大需要電力計							30、60

旅行業者営業保証金の権利調査のための意見聴取会及び仮配当表に係る公告

旅行業法第17条第１項並びに旅行業者営業保証金規則第３条第１項、第２項及び第３項の規定により次のように公告します。

平成30年２月21日

東京都知事　小池百合子

1　権利実行の申立てがなされた旅行業者の氏名又は名称、商号及び住所
　株式会社インターナショナルＴ＆Ｔ　東京都台東区蔵前四丁目９番８号
2　前号の旅行業者の登録番号　東京都知事登録旅行業第３―3576号
3　第１号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための意見聴取会の期日及び場所　平成30年３月７日（水）午後２時　東京都庁第一本庁舎24階　24Ｂ会議室
4　第１号の旅行業者の営業保証金の権利調査のための仮配当表
　弁済限度額　3,000,000円
　権利の実行の申出の内容

申出者	申出額	債権認定額	配当額	手数料	払渡し額
㈱精好堂	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	73,710円	926,290円
東京都会計管理者					73,710円

※旅行業者営業保証金規則第11条第２項の規定により、還付の手続に要した費用（上表の各手数料の合計）については東京都会計管理者に支払うこととする。